



2026年5月26日

各位

株式会社イオンファンタジー
代表取締役社長 藤原 徳也
(コード番号 4343 東証プライム市場)
問合せ先:取締役 兼専務執行役員 管理統括
兼リスクマネジメント担当
井関 義徳
(電話 043-212-6203)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月9日開催の取締役会において、2026年5月21日開催の第30回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、同総会において原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながること、また感染症や自然災害を含む大規模災害時に、機動的な開催が可能になることから、現行定款第10条に所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第10条(総会開催の時期及び招集者) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。	第10条(総会開催の時期及び招集者) (現行通り)
(新設)	<u>②当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
② (条文省略)	③ (現行通り)
③ (条文省略)	④ (現行通り)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第10条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当し、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、効力を生ずる。</u> <u>2. 本附則は、本条の効力発生日(本定款変更の効力発生日)から6か月を経過した日に、当社の定款から削除する。</u>

3. 日程

本定款変更は、2026年5月21日開催の第30回定時株主総会において承認可決されております。なお、第10条第2項の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当し、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、効力を生じます。

以上